

福祉体験学習申込みの手引き

令和5年3月

社会福祉法人名古屋市中川区社会福祉協議会

目次

<福祉体験学習申込みについて>

- 福祉体験学習申込みにあたってのお願い・・・・・・・・・・ P.1
- 福祉体験学習ボランティア講師派遣申込書・・・・・・・・・・ P.2
- 福祉体験学習内容一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
- 参考：“チームメッセンジャー” 資料・・・・・・・・・・ P.6

<福祉教育教材等貸出について>

- 福祉教育教材等貸出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.8
- 福祉教育教材等の貸出について・・・・・・・・・・ P.9
- 貸出場所案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.10
- 社会福祉法人名古屋市中川区社会福祉協議会
福祉教育教材等貸出要領・・・・・・・・・・ P.11

福祉体験学習申込みにあたってのお願い

福祉体験学習への援助は、各当事者講師・ボランティアグループ・福祉学習サポーター等の協力で可能となっています。つきましては下記の内容をご理解の上、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

①申込みについて

- 各当事者講師・ボランティアグループ・福祉学習サポーターはそれぞれの分野の活動をし、また個人として家庭をもっています。したがって主催者側の依頼に対して、ご要望に応じられない場合があることをご理解ください。
- 実施予定週の**2ヶ月前**までに「福祉体験学習ボランティア講師派遣申込書」(p.2)でお申込みください。申込みされた日から**2週間以内**に体験学習実施の可否と打ち合わせ日時をお知らせします。

★計画を立てる際の留意点

- 福祉体験学習は、体験者にとってゆとりのある体験学習が不可欠です。「福祉体験学習内容一覧表」(P.3)を参考にいただき、一度に実施する学習の種類の数や人数、時間に無理のないように計画をたててください。
- 体験用具の貸出できる種類と数については、「福祉教育教材等貸出状況」(p.8)を参考にしてください。
- 学校が福祉体験学習を実施する場合は、一連の学習計画の中での一部分として福祉体験学習を申込みください。行事的な体験学習はお断りします。

②実施決定後から実施日当日までの流れ

- 原則**1回**は打ち合わせをします。
- 福祉教育教材等の受け渡しは、中川区社会福祉協議会または名古屋市社会福祉協議会（北区）等となります。必要な福祉教育教材等の運搬の手配は、実施予定日の前日までに主催者側でお願いします。

③実施日当日について

- 車で来所するボランティアがいます。駐車場の確保をお願いします。
- 障がい者の方が講師の場合は、ご配慮をお願いします。

④講師及びボランティアの謝礼等について

- 最低限、交通費程度の実費支給をお願いします。

⑤その他

- 福祉教育教材等のみの貸出につきましては、「福祉教育教材等の貸出について」(p.9)を参考にいただき、その他ご不明の点につきましては、中川区社会福祉協議会にご相談ください。

<問い合わせ先>

中川区社会福祉協議会 Tel：352-8257 FAX：352-3825

福祉体験学習ボランティア講師派遣申込書

※ 1つの福祉体験学習につき1枚の申込書を作成してください。申込日 年 月 日

主催者（団体）名			担当者	様	
主催者住所	〒 —		TEL	—	
			FAX	—	
希望体験学習	高齢者擬似体験・車いす体験・点字体験・視覚障がい者ガイドヘルプ 盲導犬体験・手話体験・認知症サポーター養成講座・防災講座 ・講話のみ・その他（ ）				
福祉体験学習 の目的 ※学習実施計画 を添付してくだ さい。					
参加予定人数	名	クラス数	クラス	学 年	年生
実施予定場所	（学校の場合：体育館・教室・運動場・特活室・その他 ）				
実施希望日時 ※〔 〕内には実施で きない日、其他要望な どをご記入ください。	月 日（ ） ～ 月 日（ ）の間で1日 時 分 ～ 時 分 〔 〕				
打ち合わせ希望 日 時	月 日（ ）～ 月 日（ ）の間 午前・午後 時ぐらい 〔 〕				
連 絡 事 項			地図：駐車場の位置・実施場所周辺の目立つ建物・実施場所 の入口など記入してください。別紙添付可		
講 師 謝 金					
あり・なし （予定金額：1人あたり 円）					

※コピーしてご利用ください。

福祉体験学習内容一覧表

(令和5年3月現在)

上記体験学習のほか、当事者講師による講話のみのプログラムも可能です

No.1

高齢者擬似体験	必要時間	体験内容
	一人あたりの体験時間30分 合計1時間30分～2時間	○ 高齢者についてのお話 ○ 高齢者擬似体験用具の装着 ○ 装着した上での体験内容
	可能人数	・ 立ち上がる ・ 落としたものをとる ・ 新聞紙を読む ・ 財布からお金を取り出す ・ 階段の上り下りなど
	40名	
	講師・ボランティア必要人数	
	高齢者擬似体験インストラクター2名	
	体験用具・準備物	備考
	高齢者擬似体験セット15台、新聞紙、硬貨など	○ インストラクター登録状況 2名 ○ 対象：小学校高学年以上
車いす体験	必要時間	体験内容
	一人あたりの体験時間20分 合計1時間30分～2時間	○ 車いすに乗った方の日常生活のお話 ○ 車いすの使用方法和介助方法の説明 ○ 車いす体験内容
	可能人数	・ 乗り降り ・ 段差 ・ 自走 ・ 階段（中学生以上） ・ 介助 ・ 坂
	40名	
	講師・ボランティア必要人数	
	チームメッセンジャー2～3名 ※1	
	体験用具・準備物	備考
	車いす（10台） ※段差やスロープがない場合のみ踏み切り板3台・マット6枚	○ 対象 小学校高学年以上 ○ 協力団体 中川区障害者自立支援連絡協議会 中川区障害者基幹相談支援センター
手話体験	必要時間	体験内容
	1時間	○ 聴覚障がい者の日常生活のお話 ○ 聴覚障がい者のコミュニケーションの方法 ○ 日常生活でよく使う手話を覚える
	可能人数	・ こんにちは ・ ありがとう ・ ごめんなさい など
	40名	○ 自分の名前の手話を覚える（3、4名）
	講師・ボランティア必要人数	
	聴覚障がい者講師1名 手話通訳ボランティア1名	
	体験用具・準備物	備考
	特になし	○ 協力団体 中川区聴覚障害者福祉協会 中川区手話サークル

点字体験	必要時間	体験内容
	1 時間	○ 視覚障がい者の日常生活のお話 ○ 目の見えないことについての説明 ○ 点字のしくみの説明 ○ 自分の名前を点字器で打つ ○ 単文を点字器で打つ ○ 自分で打った点字を講師に読んでもらう
	可能人数	
	40名	
	講師・ボランティア必要人数	
	視覚障がい者講師1名 点訳ボランティア3名	
	体験用具・準備物	備考
視覚障がい者ガイドヘルプ体験	点字器（40個）、指定の原稿用紙 点字用紙 購入先：名古屋ライトハウス情報文化センター 〒455-0013 港区港陽1-1-65 TEL:654-4521 FAX:654-4481 費用：一束100枚 350円（110kの厚さ）	○ 協力団体 中川区視覚障害者会 点訳グループ「チューリップ」 ○ アイマスク体験を事前にするとより効果的です。 ○ 対象：小学校3年生以上
	必要時間	体験内容
	一人当たりの体験時間 30分 合計 1 時間 30分～2 時間	○ 視覚障がいの日常生活のお話 ○ アイマスク体験内容 ・ 硬貨の選別 ・ 食事体験、コップに水をいれる ○ ガイドヘルプのしかたの説明 ○ ガイドヘルプ体験
	可能人数	
	60名	
	講師・ボランティア必要人数	
	視覚障がい者講師1名 ガイドヘルプボランティア3名	
	体験用具・準備物	備考
アイメイト（盲導犬）体験	アイマスク（30枚）、ハンカチ、 体験に使用する道具	○協力団体 中川区視覚障害者会
	必要時間	体験内容
	合計 1 時間 30分～2 時間	○ 視覚障がい者の日常生活のお話 ○ 日常生活道具紹介 ○ アイメイト（盲導犬）体験 ・ 訓練デモンストレーション （空席への案内、落ちたものを拾うなど） ○ ガイドヘルプのしかたの説明 ○ ガイドヘルプ体験
	可能人数	
	80名	
	講師・ボランティア必要人数	
	視覚障がい者講師1名 ガイドヘルプボランティア3名	
	体験用具・準備物	備考
	アイマスク（40枚）、ハンカチ、 体験に使用する道具	

認知症サポーター養成講座	必要時間	体験内容
	1時間～1時間30分	○ 認知症を理解する ○ 認知症の診断・治療について ○ 認知症の予防について ○ 認知症の人と接するときの心がまえ ○ 認知症介護をする人の気持ちを理解する ○ 認知症サポーターとは
	可能人数	
	応相談	
	講師・ボランティア必要人数	
	キャラバン・メイト講師1名	
	体験用具・準備物	備考
	プロジェクター・スクリーン	○ 協力団体 中川区いきいき支援センター ○ 講座修了者にはオレンジリングを授与
防災講座	必要時間	体験内容
	2時間～3時間	○防災マップ作り ○災害に備える講話 ○避難所運営体験の講話 ○非常食クッキング ○防災グッズ、非常用持ち出し袋の中身
	可能人数	
	20～50名	
	講師・ボランティア必要人数	
	1名	
	体験用具・準備物	備考
	体験内容により応相談	○協力団体 なががわ災害ボランティアネットワーク

- ※ 1 中川区では、『チームメッセンジャー』中川区障害者自立支援連絡協議会の構成員による障がいに対する理解を深め、広げるための活動（P6 参照）が実施されています。
『チームメッセンジャー』と協働したプログラムの実施も可能です。
（なお、チームメッセンジャー申込書で中川区障害者基幹相談支援センターへ直接依頼することもできます。）

<福祉体験学習の依頼に関する留意点>

- ① 上記に記載されている時間、体験者の人数、講師・ボランティア人数は体験内容に合わせた必要最低限の時間・人数です。
- ② 1日に体験できる種類は2種類までです。
- ③ 1日に1人の講師・ボランティアの方への依頼できる体験学習の回数は2回です。
ただし、1回あたりの体験時間が1時間を超える体験については1回です。

<例> 9時30分～10時30分 5年1組で手話体験

10時35分～11時35分 5年2組で5年1組の手話体験と同じ内容
の手話体験を行う

ご不明な点は中川区社会福祉協議会（TEL:352-8257）にお問い合わせください。

ご利用にあたってのQ&A

Q. チームメッセージャーってなに？

中川区障害者自立支援連絡協議会の構成員による障がいに対する理解を深め、広げるための活動です。

Q. どんなことをしてくれるの？

講座やワークショップなど、ご希望にあわせて知りたい内容や聞きたい内容をお届けします。一般の方はもちろん、学校やPTA、福祉教育の場での講座などに、ぜひご活用ください。おおむね、5名以上のグループ・団体でお申し込みください。

Q. 申込みはどうやってするの？

パンフレットにある申込書に必要事項を記入していただき、ご希望の内容を担当している事業所にFAXでお申込みください。日程調整や準備の関係上、2か月前までには必ず申し込みをしてください。その後、担当の事業所から連絡を差し上げます。

Q. 費用はかかるの？

基本的に実施は無料です。ただし、内容によって材料が必要な時は、実費をいただく場合があります。

お問い合わせ先・FAX申し込み

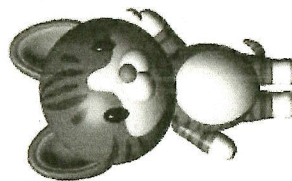
中川区障害者

基幹相談支援センター

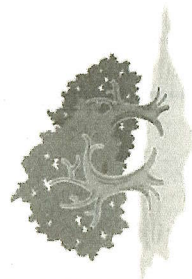
TEL: 052-354-4521

FAX: 052-354-2201

ご不明な点があれば、
お電話ください♪



希望内容に応じて、講師を手配いたします。障害者基幹相談支援センター以外の方にお願いをする場合もありますので、一度ご相談下さい。

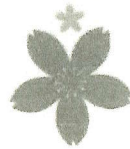


障がいのこと正しく理解してね
チームメッセージャーが
あなたのもとへ参上いたします！

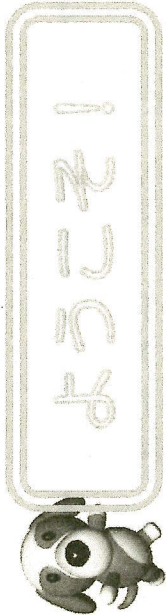
チームメッセージャー

はじめまして

チームメッセージャーは
障がいに対する理解を深め、
どんな方にも住みやすい街
になることを願っています。



中川区障害者自立支援連絡協議会

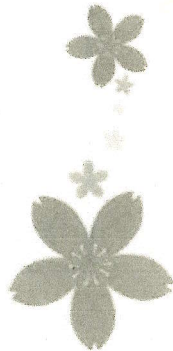


障がいのある方たちの
生活の困りごとや不安を
どうしたら少なくすることができるか？
などを基本に、日々相談支援を実施しています。

そんな中、障がいに対する正しい理解を、
もっと もっと
まちの方たちにも持っていただきたいと思い
チームメッセンジャーを結成しました。

様々な視点から障がいを理解し、
「障がいのある方がいきいき暮らせる地域づくり」
に少しでも近づけるよう、
障がい理解のための啓発活動を
展開していきます。

右記のメニューの他にも、各事業所、
内容豊富にご用意しております。
ご希望に応じて内容を構成
することも可能です。
お気軽にご相談ください。



【身体障がいの理解】

☆「福祉体験」
車いす（介助用・自走用・電動・リクライニング）
白杖やアイマスクなどの視覚障がいの疑似、移乗
するときに使用するリフト体験など。

☆「障がい者スポーツの体験」
（フライングディスク・ボッチャ・ゴロバレー）
生活体験を通して、身体障がいの理解を深めます。

【知的障がいの理解】

☆「知的障がいってなあに？」
知的障がいの特性（自閉症・ダウン症・行動障害
など）を知ろう。

自分の想いが伝わらないってどうということ？
どうしてパニックを起こしてしまうの？
こんな時はどうしたらいいの？
そんな疑問にお答えしながら、知的障がいの理解を
深めます。

【精神障がいの理解】

☆「こころの健康について」
精神疾病・障がいは特別なことではなく、身近に
起こりうるものであるという認識と病気や障がいに
ついての正しい理解を広くお伝えします。

☆「精神保健福祉士の仕事ってなあに？」
具体的な仕事の内容を聞いて、精神障がいの理解を
深めます。

下記の申込書に必要事項を記入し
下記申し込み先へFAX送信してください。

中川区障害者基幹相談支援センター
FAX：052-354-2201

申込書

申請者・団体	年 月 日
連絡責任者	(フリガナ)
連絡先・住所	〒
電話番号	()
FAX番号	()
E-MAIL	
希望メニュー	A(身体)・B(知的)・C(精神)
希望内容	
できるだけ詳しく お書きください	
開催目的	
対象	
希望日時	第1希望日 年 月 日 時 分 第2希望日 年 月 日 時 分
開催場所	施設名: 住所:
想定人数	大人: 名 子ども: 名

福祉教育資材等貸出状況

令和5年3月現在

中 川 区 社 会 福 祉 協 議 会	種類	数量	備考
	車いす	10台	
	点字器・点字盤	80個	点字器32マス×12行(60個) 点字盤 (20個)
	アイマスク	60枚	
	白杖	15本	折りたたみ式 101cm(3本) 106cm(4本) 111cm(4本) 116cm(1本) 122cm(1本) 126cm(2本)
	高齢者擬似体験セット	15セット	150cmぐらい(5セット) 160cmぐらい(5セット) 175cmぐらい(5セット) ※貸出につきましては、高齢者擬似体験 インストラクターが必要です。
	プロジェクター	2台	
	スクリーン	1台	
名 古 屋 市 社 会 福 祉 協 議 会	ボッチャ	2セット	
	種類	数量	備考
	車いす	34台	
	車いすスロープ	3セット	1セット3枚
	点字器	244個	17マス×5行 30マス×6行
	アイマスク	120枚	
	白杖	8本	伸縮式 5本(全て120cm) 折りたたみ式 3本
高 齢 者 擬 似 体 験 セ ツ ト	高齢者擬似体験セット	21セット	165cm以下 10セット 165～175cm 5セット 175cm以上 6セット ※貸出につきましては、高齢者擬似体験 インストラクターが必要です。

福祉教育資材等の貸出について

<貸出手続きについて>

福祉教育資材等を借りるにあたり、「社会福祉法人名古屋市中川区社会福祉協議会福祉教育資材等貸出要領」(P.11～)を読んでからお申込みください。

申込方法

中川区社会福祉協議会または名古屋市社会福祉協議会に電話・FAX で福祉教育資材の予約をしてください。6ヶ月前から申込みができます。

貸出期間

貸出期間は、原則1週間以内です。引き続き貸出を希望される場合は、他に貸出予約がない場合に限り、1週間延長できます。

使用料

無料です。

その他

- ・必要な資材の運搬は、主催者側でお願いします。
- ・貸出予約日当日は、申込書の作成をしますので一度事務所まで来所してください。
- ・福祉教育資材等を紛失、破損した場合は、相当の代金で弁償していただくことがあります。ただし、資材の老朽化等やむを得ない理由については弁償する必要はありません。

<返却手続きについて>

中川区社会福祉協議会で返却される場合

資材（特に車いすと高齢者擬似体験セットを借りた場合）を車から降ろさず、一度事務所まで来所してください。事務手続きも同時にします。

名古屋市社会福祉協議会で返却される場合

名古屋市総合福祉会館内5階まで福祉教育資材を運んでください。

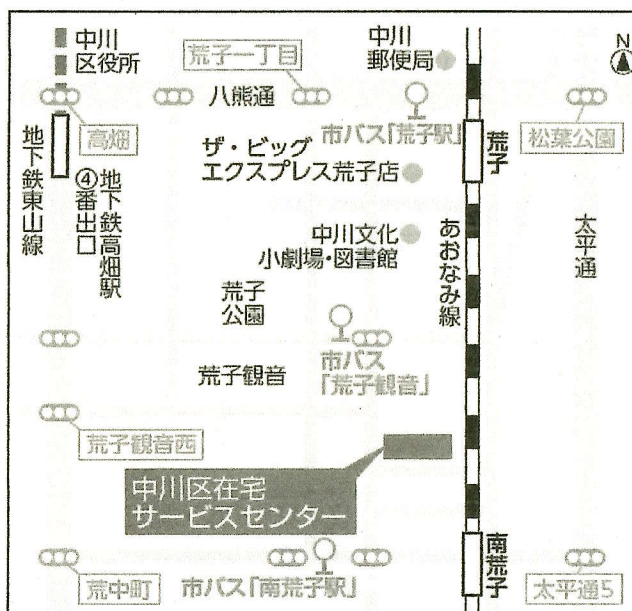
貸出場所案内図

社会福祉法人 名古屋市中川区社会福祉協議会

所在地：中川区小城町1-1-20

中川区在宅サービスセンター

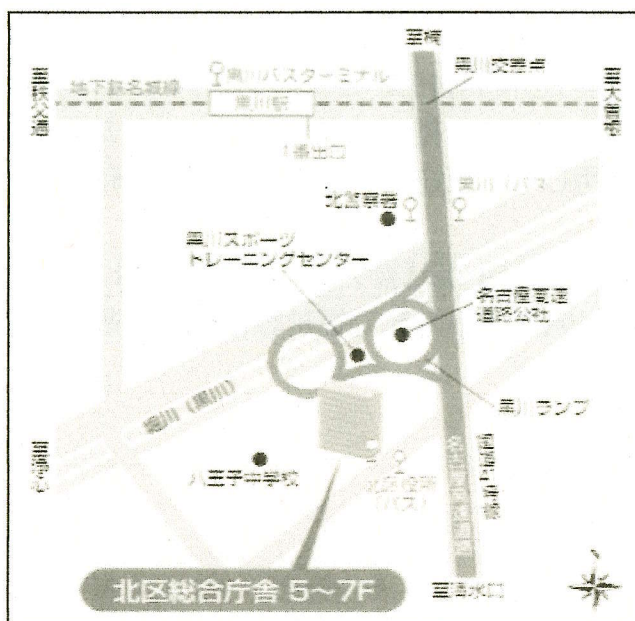
TEL：052（352）8257 FAX：052（352）3825



社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会

所在地：北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館内5階

TEL：052（911）3180 FAX：052（913）8553



社会福祉法人名古屋市中川区社会福祉協議会福祉教育資材等貸出要領

1 目的

この要領は、社会福祉法人名古屋市中川区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する福祉教育等に供する資材の貸出について必要な事項を定める。

2 貸出資材

貸出資材は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 車いす
- (2) 点字器・点字盤
- (3) アイマスク
- (4) 杖
- (5) 高齢者擬似体験セット
- (6) プロジェクター及びスクリーン
- (7) ボッチャ

3 貸出対象

貸出対象は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 名古屋市中川区内の小学校並びに中学校、高等学校、特別支援学校
- (2) 名古屋市中川区内の地域福祉推進協議会
- (3) 本会に登録しているボランティアグループ
- (4) その他本会の会長（以下「会長」という。）が特に認めた者

4 使用目的

資材の使用目的は、次の各号に掲げるものでなければならない。

- (1) 車いす
車いす利用者に対する理解を深めるための車いす体験学習
- (2) 点字器・点字板
視覚障害者並びに点字及び点訳ボランティアに対する理解を深めるための点訳体験学習
- (3) アイマスク及び杖
視覚障害者及びガイドヘルプボランティアに対する理解を深めるためのガイドヘルプ体験学習
- (4) 高齢者擬似体験セット
高齢になることにより起こり得る身体能力の変化を理解し、高齢者への思いやりの心を育てる高齢者疑似体験学習
- (5) プロジェクター及びスクリーン
福祉啓発につながる学習
- (6) ボッチャ
重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障害者に対する理解を深めるための障害者スポーツの体験学習
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に認めた事業

5 貸出制限

- (1) 前項に定める目的以外に使用される場合には貸出を認めない。
- (2) 前項の規定に限らず、営業目的に使用される場合には貸出を認めない

い。

- (3) 高齢者疑似体験セットについては、名古屋市社会福祉協議会主催の「高齢者疑似体験インストラクター養成研修」の受講を修了したインストラクターによる指導がない場合には、原則として貸出を認めない。

6 申し込み

申し込みは、資材を使用する日の6ヶ月前から来所、電話及びFAXのいずれかで行うことができる。

7 貸出及び返却

- (1) 貸出及び返却の受付場所は、名古屋市中川区小城町1-1-20中川区在宅サービスセンターとする。
- (2) 貸出を受けようとする者は、福祉教育資材等貸出申込書（第1号様式）を提出するものとする。
- (3) 貸出期間は1週間以内とする。ただし、引き続き使用を希望するときは貸出期間中にその旨を申請することにより、他の貸出予約がない場合に限り1週間を限度に貸出延長ができるものとする。
- (4) 貸出を受けた者は貸出期間内に返却し、7の(2)により提出した福祉教育資材等貸出申込書（第1号様式）の返却欄を記入するものとする。

8 使用料

使用料は無料とする。

9 転貸の禁止

貸出を受けた者は、資材を他団体又は他人に転貸してはならない。

10 貸出の停止

会長は、貸出期間を経過しても資材を返却しなかった者に対して、以後一定期間貸出を停止することができる。

11 事故の予防等

- (1) 貸出を受けた者は、資材の使用方法を守り事故のないよう努めること。
- (2) 万が一事故等が発生した場合でも、本会は一切その責任を負わない。

12 弁償

- (1) 貸出を受けた者は、資材を紛失または破損した場合は、会長の指示するところに従って相当の代金で弁償するものとする。ただし、資材の老朽化等やむを得ない事由による場合はこの限りではない。
- (2) 貸出期間経過後、会長が資材の返却を求めてもなお返却しないときは、資材を紛失したものとみなし、前号の規定を適用する。

13 その他

この要領の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

福祉教育資材貸出申込書

貸出資材	数量	貸出資材	数量
高齢者疑似体験 L (175cm)		アイマスク 60個	
15セット M (160cm)		白杖 101、106、111、116、122、126 cm	
(L5, M5, S5) S (150cm)		プロジェクター 2台	
車いす 10台		スクリーン 1台	
点字器 (点筆) 60個		DVD ()	
点字盤 (点筆) 20個		ボッチャ 2セット	
借用団体名	代表者氏名		
住所 (所在地)	電話番号		—
使用目的			
貸出期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
体験者数	名 (学年 年)	その他備考	

上記により福祉教育資材等の貸出を申し込みます。

年 月 日

借用団体名	借用者氏名	受付者
借用者自宅住所		

(決裁欄)

事務局長	次長	係

上記により貸出を受けた福祉教育資材等を返却します。

年 月 日

借用団体名	返却者氏名	受付者

